

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 給与所得の特定支出控除適用者は皆無

Q : 私はサラリーマンです。サラリーマンの場合には特定支出控除という制度が適用できるそうですが、どのような制度でしょうか。

A : 特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときに、その超える部分の金額を控除できる制度です。

【解説】

自営業者と違って、給与所得者には必要経費の控除というものはありません。その代わりに、給与所得控除があり、それぞれの収入金額に応じて収入金額の何%かが控除され、それが課税の対象となる所得になります。

給与所得者の場合、給与所得から最初に控除されるのは給与所得控除ですが、一定の条件に該当する特定支出（例えば通勤費、転勤費用、研修費用、資格取得費用、単身赴任者の帰宅旅費など）をした場合で、その特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分の金額も控除されます。これが給与所得者の特定支出控除です。

要件が厳しいのか、会社がそのような費用を手厚く保護しているのか（補てん部分は特定支出に該当しません）、給与所得控除そのものの水準が高いのか、その理由ははっきりしませんが、例年この特定支出控除の適用者はごくわずかで、9年分は1人、10年分は3人、11年分も3人（通勤費2人、研修費1人）でした。国税庁の11年分民間給与実態統計によると、1年間を通じて勤務した給与所得者数は約4千5百万人とされていますから、適用者は皆無に近い状態です。

